



躍 動

(FAX版)

発行所



企業とまちのサポーター
石狩商工会議所

石狩市花川北6条
1丁目5番地

TEL:0133-72-2111
FAX:0133-72-2577

<https://www.ishikari-cci.or.jp>

健康維持増進支援事業のご案内

当会議所では、会員事業所の福利厚生対策の充実が図られるよう、従業員等の健康診断受診に対して支援措置を講じております。ぜひご活用いただきますようご案内いたします。

■対象者

会員事業所であり、石狩市内の事業所に就労する方で、当会議所が指定する健康診断の受診者
※石狩市外の事業所に就労する方は対象外となります。

■助成額

受診者一人5000円(受診者一人に対し一度のみの助成)

■実施医療機関

茨戸病院(花川北128-14)・石狩病院(花川北3-3-6)・1)・はまなす医院(花畔4-1-141-1)・みき内科クリニック(花川南7-3-42)・1)・石狩幸悳会病院(花川北7-2-22)

■申込方法

「健康診断受診申込書」必ず事前に当会議所へご提出ください。

■今年度より

受診料は、各受診機関にお支払いください。対象者の助成金は、後ほどお振込みいたします。口座通知書の提出をお願いします。

申込書・口座通知書、詳細につきましては、当会議所HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

■問合せ 経営支援課

定額減税の概要について

政府は、急激な物価高による家計負担を軽減するため、令和6年分所得税・個人住民税について1年限りの減税を実施します。

■定額減税の対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の人です。

■定額減税額

定額による所得税額・住民税の特別控除額は次のとおりです。

- ・本人(居住者に限り)3万円

- ・同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限り)1人につき3万円
- ・住民税1万円

6月以降の所得税・住民税から控除され、引ききれない場合は給付となります。

所得税の減税は、給与・賞与を支払う際に、源泉徴収額から定額減税額を控除する方法で行われます。

また、住民税の減税は、減税計算後の住民税決定通知書が5月31日までに届きますが、6月は徴収せず7月以降の11か月で行われます。

※詳細は、国税庁ホームページ又は日本商工会議所の動画セミナーをご覧ください。

■国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/use/rs/gensen/teigakugenzei/01.htm>

■日本商工会議所動画セミナー

<https://www.jccci.or.jp/news/news/2024/0502165920.html>

物流標準化促進事業補助金

労働力不足が深刻な物流業務において、標準仕様パレットの利用促進および適切な管理運用により、物流効率化の取組を推進することが目的の補助金です。

■対象事業

荷主、物流事業者、倉庫事業者等が標準仕様のレンタルパレットを導入するうえで必要となる設備、機器類、システム類の導入・改修を行う取組や、その他附帯する業務

■対象者

指定の共同管理主体からレンタルパレットの提供を受ける物流事業者、倉庫事業者、荷主等が補助対象事業者

■対象経費

- ①パレットの導入に伴う、搬送設備等の導入費用、改修費用、処分費用
- ②現有自社パレットの処分費用

■補助率

1/2以内

(補助金上限額600万円)

■公募期間

令和6年6月14日(金)14時00分
令和6年7月11日(木)16時00分
(必着)

■問合せ

パレット標準化促進事業事務局
TEL050-54822-3523
<https://pacific-nojo.com/pallet/>

◆令和6年度前期分会費の納期限は、6月27日(木)です。

請求書をご確認のうえ、期限内に納入くださいますようお願い申し上げます。